



Q&A

知的財産権

(入門編 2024版)



INPIT知財総合支援窓口
 知財のことならご相談ください
 (相談・支援は無料です)
TEL 024-963-0242
 一般社団法人福島県発明協会

特許 商標 意匠 著作権

INPIT 福島県 知財総合支援窓口

所在地 〒963-0215
 福島県郡山市待池台1丁目12番地 福島県ハイテクプラザ2F

TEL 024-963-0242
FAX 024-963-0264
URL <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/fukushima/>
駐車場 200台

開設時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
公共交通 バス: 郡山駅から約45分(720円)
 タクシー: 郡山駅から約20分(約3,500円)

一般社団法人福島県発明協会
 (ふくしま知財戦略支援センター)



知財総合支援窓口運営業務
 独立行政法人 工業所有権情報・研修館請負事業 (R5)



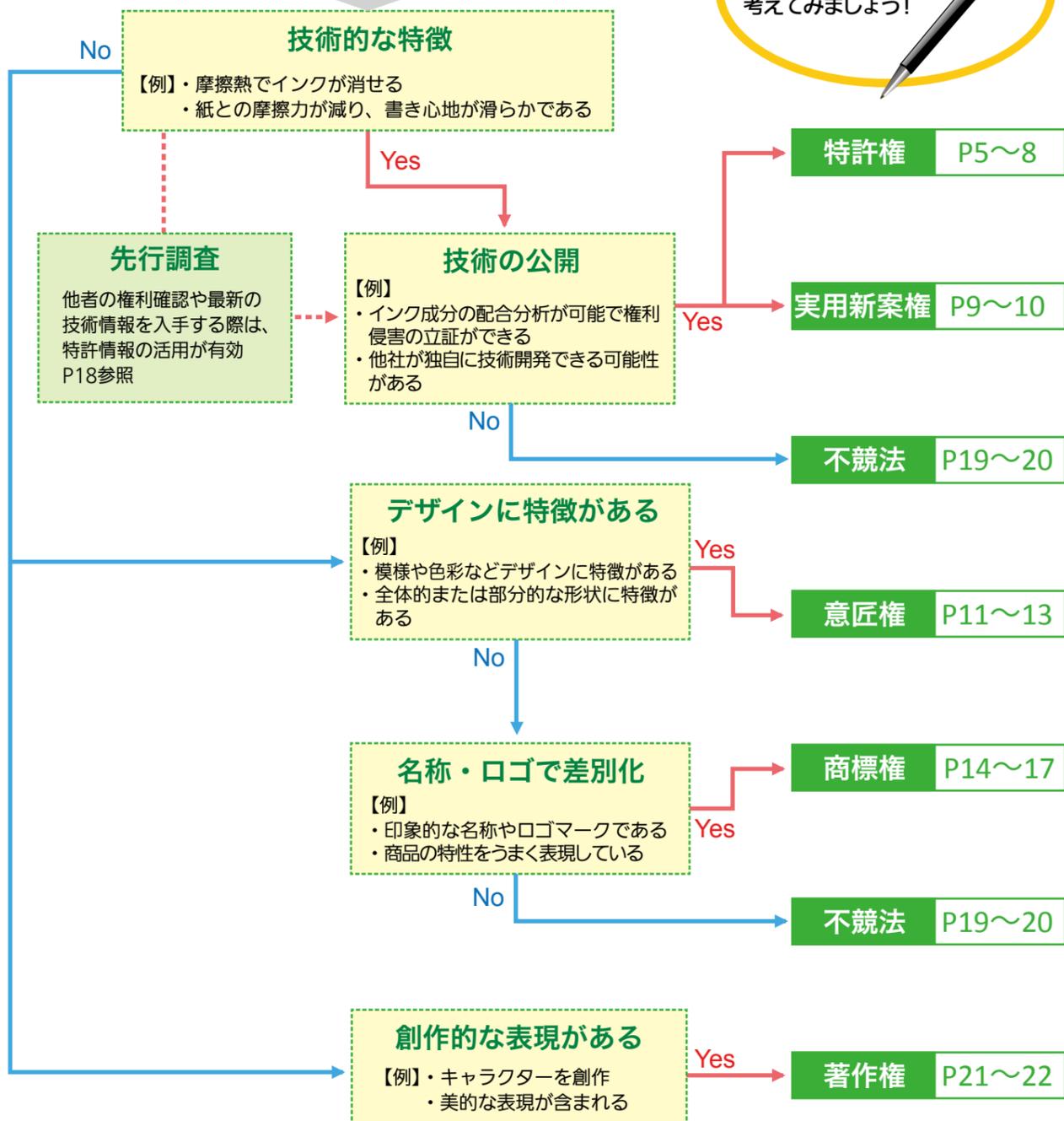
INPIT 福島県知財総合支援窓口
 一般社団法人 福島県発明協会

知的財産権を活用して 自社の製品・サービスを守るには？

START

自社製品の特徴は？

ボールペンを例に
考えてみましょう！



ポイント

- ・知的財産権で保護を図る場合は、製品やサービスの特徴や強みを把握しましょう。
- ・特徴とは、他社の製品等と比べて何が違うか、開発する際どんな工夫をしたかを整理すると見えてきます。
- ・一つの製品等に対して複数の知的財産で守ることができます。複合的に守ることで、より効果的に製品等を保護することが可能になります。強い権利網の構築により自社の事業を継続的なものとしていきましょう。

目次

自社の製品・サービスを守るには	1
目次	2
知的財産権Q&A集<入門編>を手にしたみなさまへ	3
知的財産権 Q 0 知的財産権とは？	4
特許 Q 1 特許とは？	5-6
Q 2 出願から特許権取得までの流れとは？	7
Q 3 特許出願(登録)によるメリット・デメリットとは？	8
実用新案 Q 4 実用新案とは？	9
Q 5 出願から実用新案権取得までの流れとは？	10
意匠 Q 6 意匠とは？	11
Q 7 出願から意匠権取得までの流れとは？	12
Q 8 意匠権の権利範囲とは？	13
商標 Q 9 商標とは？	14-15
Q 10 出願から商標権取得までの流れとは？	16
Q 11 商標権の権利範囲と商標の三大機能とは？	17
先行調査 Q 12 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利等に関する情報を調べる方法とは？	18
不正競争防止法 Q 13 商品等の表示や形態が保護される制度とは？	19
Q 14 営業秘密とは？	20
著作権 Q 15 著作権で保護される著作物とは？	21-22
知的財産権取得費用 Q 16 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の登録までにかかる費用とは？	23
知的総合支援窓口について 知的財産を経営や事業に活用してみませんか？	24
支援事例	25
県内支援機関・団体等一覧	26

知的財産権Q&A集 <入門編>を手にしたみなさまへ

知的財産

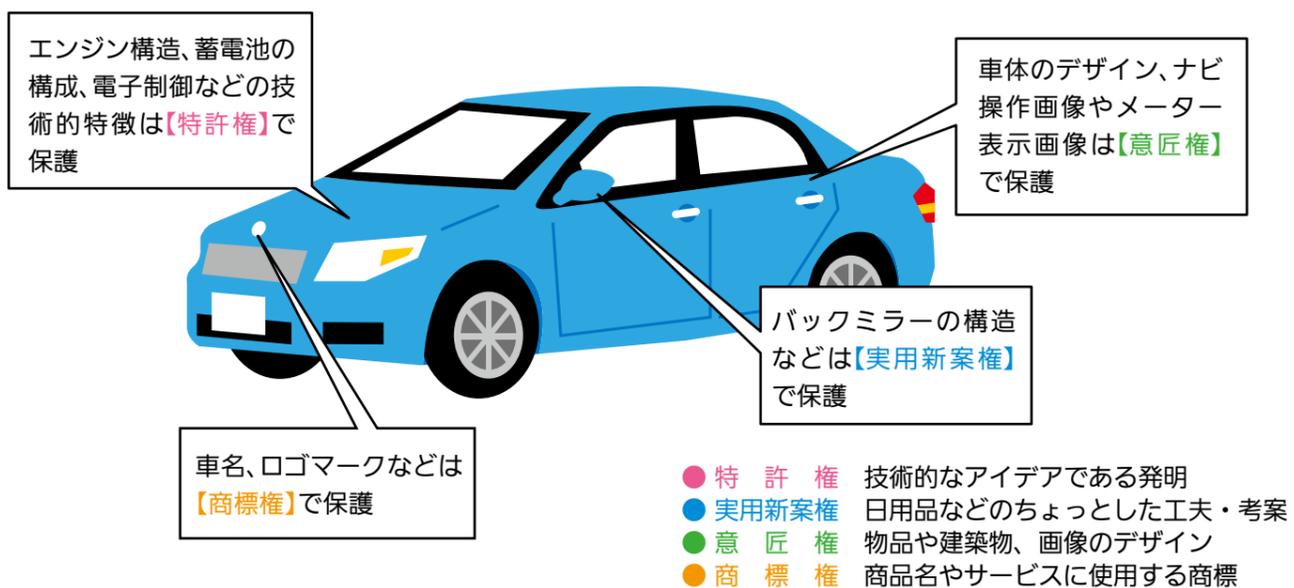
「知的」人間の頭の中で“知性”がひらめいた状態
「財産」経済的に価値があること

知性がひらめいたらアイデアが浮かぶ。つまり「知的財産」とは、「経済的価値があるアイデアを形にしたもの」

私たちの身の回りには「知的財産」があふれています。家電製品にオフィス機器、交通手段、インターネット、洋服、装飾品、コンビニ商品、書籍など、あらゆるものに知的財産が存在します。私たちは、「知的財産」と深く関わりあいながら暮らしているのです。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。産業財産権制度は、独占権の付与により、模倣防止を図り、研究開発の奨励、商取引の信用を維持して、産業の発展を目指しています。

例えば、自動車は多数の産業財産権で守られています。



このように、車1台についても特許権・実用新案権・意匠権・商標権が存在する知的財産のかたまりであることがわかります。

知的財産法の必要性

近年、「知的財産」とその保護が国際的に注目されています。なぜ知的財産が保護されなければならないのでしょうか。理由は二つあります。

一つ目は、人が苦勞して考えついたアイデアで創造したものに對し、それに要した勞力や努力は報われるべきである、という理由です。

二つ目は知的創造が法律で保護されることにより、知的財産の創出に対する動機付けとなり、金銭的にも報われることが多くの方に認知されれば、いっそう知的創造への取り組みが盛んになり、その国に利益をもたらすという理由です。

このように、「知的財産」を保護する「知的財産法」は年々重要性を増し、法整備も進んでいます。

Q0 知的財産権とは？

A

人間の頭の中でひらめいた価値があるアイデアを形にしたものは、それを考えた人の財産といえます。財産とは、経済的に価値のあるものをいいますが、その中でも知的活動から生み出される財産は他の財産とは異なり、他の人に真似されやすい性質があるため、「知的財産」として区別されています。

土地や建物、絵画、貴金属など一般的な財産は有体的な実体がありますが、知的財産は実体がないものであるため、その保護制度も特殊な制度になっています。

知的財産権の種類

さまざまな「知的財産」が、一定の要件のもとで、それぞれ別々の法律によって権利として保護されています。産業の発達、文化の発展のためには「知的財産」を権利として守る必要があるからです。

権利とは、「他人に対して自分の利益などを主張することができること」をいいます。

知的財産権の種類

知的創造物についての権利等（創造意欲を促進）

産業財産権	特許権(特許法) 【権利期間】 出願から20年(一部25年に延長) 【保護対象】 物の発明、方法の発明、物の製造方法の発明
	実用新案権(実用新案法) 【権利期間】 出願から10年 【保護対象】 物品の形状、構造または組合せに係る考案
	意匠権(意匠法) 【権利期間】 出願から25年 【保護対象】 物品・画像・建築物の外観・内装のデザイン

著作権(著作権法) 【権利期間】 著作者の死後70年(法人は公表後70年、映画の場合は公表後70年) 【保護対象】 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の創作的表現

回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律) 【権利期間】 登録から10年 【保護対象】 半導体集積回路の回路配置の利用
--

育成者権(種苗法) 【権利期間】 登録から25年(樹木30年) 【保護対象】 植物の新品種
--

(技術上、営業上の情報) 営業秘密(不正競争防止法) 【規制対象】 ノウハウや顧客リストの盗用などの不正競争行為
--

営業上の標識についての権利等（信用の維持）

商標権(商標法) 【権利期間】 登録から10年 ※10年毎に更新が可能で、更新を継続することにより半永久の権利となる 【保護対象】 商品・サービスに使用するマーク

※産業財産権＝特許庁所管

商号(商法) 【保護対象】 商号

商品等表示(不正競争防止法) 【規制対象】 周知・著名な商品等の不正使用
--

地理的表示(GI) 【保護対象】 生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称(概ね25年生産が継続されているもの)
--

特許

Q1 特許とは？

A

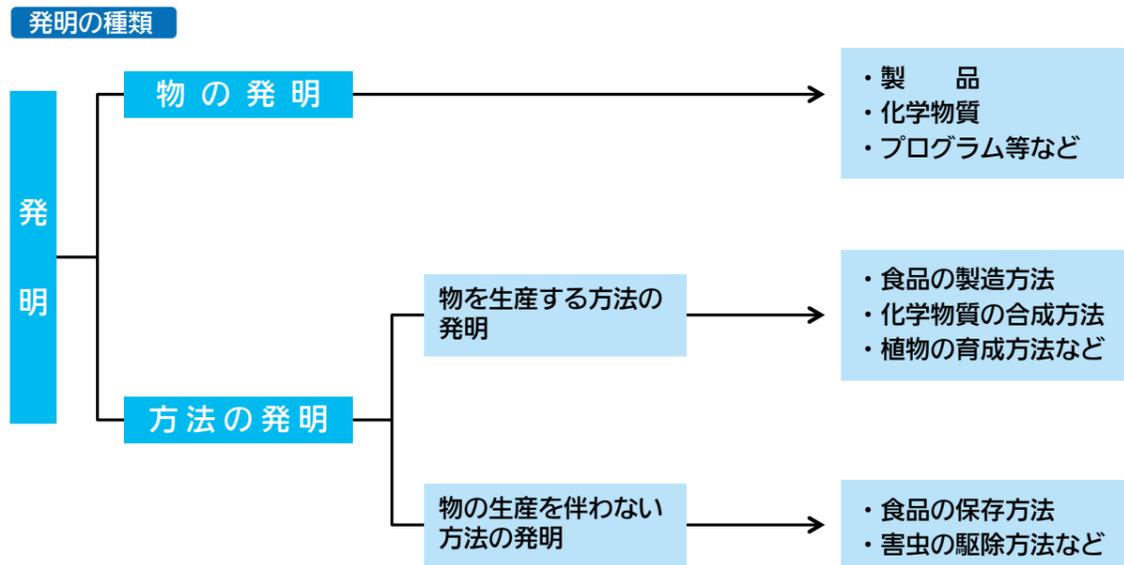
日頃、不便に感じていることや、こうすれば便利だなどと思っていることなどについて、アイデアを出し「便利で新しいもの」を創り出すことを発明といいます。特許とは、その「発明」を保護するための制度です。

特許制度は、発明者に一定期間、一定の条件をもとに発明を独占的に実施できる権利を与えて保護を図る一方、その発明を公開し利用を図ることで技術の進歩や産業の発展に役立たせることを目的としています。また、発明の公開は第三者が同じような発明をすることによる無駄な研究開発投資を防ぐ効果もあります。なお、特許権を取得するためには下記の要件を満たす必要があります。

特許法上の発明

特許法上の発明とは「自然の法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」であることが必要です。

<p>自然の法則を利用しているもの</p> <p>課題に対する技術的な解決手段として、自然の法則を利用している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 自然の法則以外の法則 例：経済法則など × 人為的な取決め 例：勉強方法、商売方法など × 自然の法則そのもの 例：万有引力の法則、エネルギー保存の法則など  <p>勉強方法</p>	<p>技術的思想であること</p> <p>一定の技術的課題を解決するための具体的なアイデアや手段で、実際に利用できる必要があります。なお、個人の熟練によって得られる技能とは異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 個人の技能 例：フォークボールの投げ方、プロレスの技など × 美的創作物 例：絵画、彫刻など × 単なる情報提示 例：機械の操作方法のマニュアルなど  <p>フォークボールの投げ方</p>
<p>創作であること</p> <p>発明となるアイデアで新しいものを創り出す必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 天然物などの単なる発見 例：X線の発見、鉱石など  <p>エックス線の発見</p>	<p>高度なものであること</p> <p>「高度」というのは、技術レベルの高低という意味合いではなく、実用新案法の考案と区別するためのものです。従来にない新しい機能や優れた効果を発揮するもので産業上の利用価値があれば改良品でも特許になり得ます。</p>



特許として登録されるための要件（保護対象）

特許として登録されるためには「産業上利用できかつ、新しい発明でまだ知られていないこと（新規性）更に、誰でも容易に考えられない発明（進歩性）」であることが必要です。

<p>産業上利用することができる発明であること</p> <p>「産業」とは、工業、鉱業、農業、漁業、運輸業、サービス業などを含めた広い概念を意味します。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 人間の手術、治療または診断する方法の発明 × 業として利用できない発明 例：個人的、学術的、実験的にのみ利用されるもの × 理論的には発明の実施が可能であっても、その実施が実際上考えられない発明 例：地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法 	<p>新しい発明であること（新規性）</p> <p>特許出願時点で、世の中に知られていない必要があります。「世の中」とは、国内だけでなく外国まで含まれます。また、新規性の有無については、一分、一秒単位で問題となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 公然と知られた発明 例：テレビで放映、発表など × 公然と実施された発明 例：販売、不特定者による製造工程などの見学など × 頒布された刊行物や電気通信回線により公衆に利用可能となった発明 例：特許公報、インターネット、論文、書籍など
<p>容易に考え出せない発明であること（進歩性）</p> <p>通常の技術者が、既に知られている技術を見て容易に発明することができない程度の困難性が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 既に知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めただけにすぎないもの × 発明の構成要素の一部を置き換えたにすぎないもの × 単なる設計変更にすぎないもの × 最適な材料を選択したにすぎないもの、など 	<p>その他の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同じ発明を先に出願されていないこと（先願主義） 特許権は、先に発明を完成させた者ではなく、先に特許庁に出願した者に与えられます。 <input type="checkbox"/> 公共の秩序に反しない発明であること 紙幣偽造機械・金塊密輸用ベスト・麻薬の製造方法など <input type="checkbox"/> 明細書等の出願書類が規定通りに記載されていること

新規性・進歩性の判断例



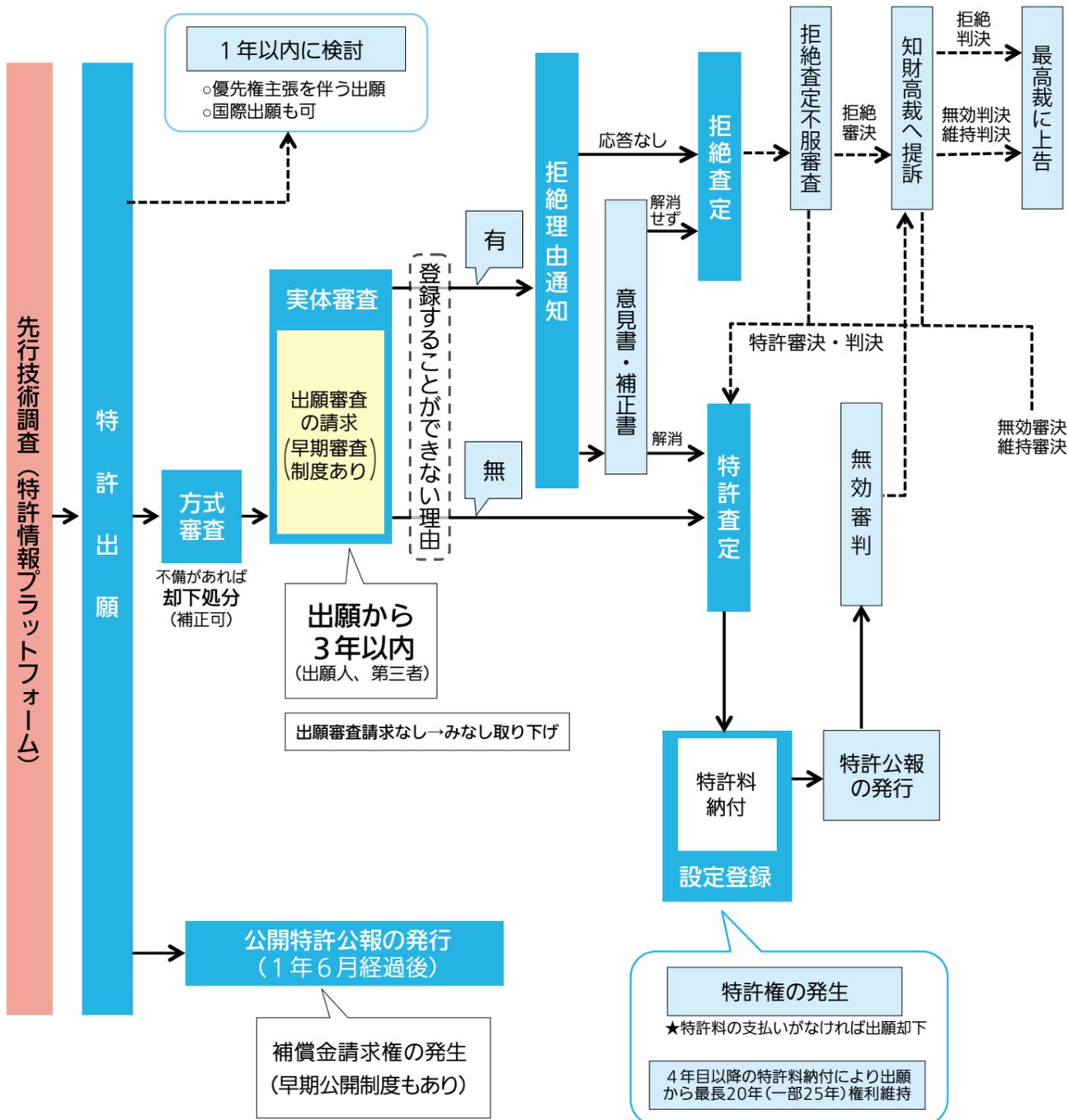
※既に知られた技術を利用したものであっても、その組合せにより、これまで得られなかった優れた効果が生じる場合には、進歩性があると認められる場合があります。

Q2 出願から特許権取得までの流れとは？

A

特許権を取得するためには、特許庁に出願しなければなりません。出願すると方式審査(書類審査)が行われ、さらに出願審査請求をすることで実体審査(発明の内容の審査)が行われます。特許の要件を満たしている場合は特許査定がなされその後、特許料を3年分納付することではじめて特許権を取得することができます。特許要件を満たしていないものは拒絶理由が通知され、その理由を解消する手続が必要となります。なお、出願審査請求を行わない出願については、出願を取り下げたものとみなされます。

特許出願から特許権取得までの流れ



Q3 特許出願(登録)によるメリット・デメリットとは？

A

発明が完成したからといって、全ての発明を特許出願すれば良いというものではありません。特許を出願し権利取得できれば、有利な事業展開による収益の拡大が期待できます。一方で、特許出願を行うと1年6ヶ月後には、世の中に技術内容が公開され他社の技術開発等のヒントになる場合もあります。もし、発明を他社に知られたくない場合は、ノウハウとして秘密管理を行う必要があります。

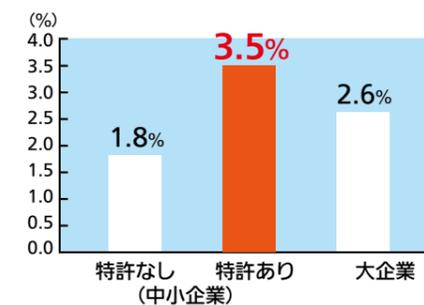
特許出願(登録)によるメリット

- 有利な事業展開**
 - 類似品の参入を防止(牽制)し、自社に有利な事業実施ができ、さらには、事業を強くすることができる
 - 他社へのライセンスによる収益の拡大ができる
- 自社ブランドの構築**
 - 顧客に対する自社技術力や自社製品の信頼性が向上する(取引拡大)
 - 対外的にPRすることができる(特許技術を活用した営業)
- 自社技術力の向上**
 - 更に発展した技術開発(周辺技術等)の好循環が生まれる
 - 自社技術をベースにした他社・大学との共同研究へと発展が期待できる(新分野進出)
- 社員のモチベーションの向上**
 - 研究開発の成果を「特許」というものさしで客観的な評価をすることができ、研究者の自信にもつながる
 - 報奨制度や表彰制度の充実により、研究者の意欲を引き出すことができる
 - 社員一人ひとりの意識が高まり、会社風土が変わり成長する
- 融資が受けやすくなる**
 - 自社の技術力や特許など知的財産の保有が強みとなり資金獲得がスムーズになる可能性がある

特許出願(登録)によるデメリット

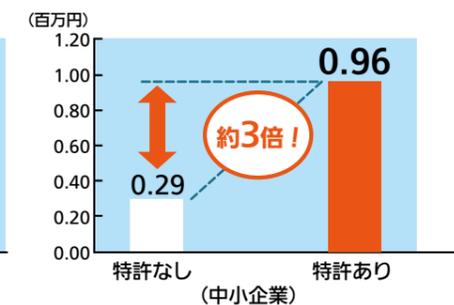
- 発明の内容が公開されてしまう**
 - 自社の技術や技術開発動向が他社に把握されてしまう
 - 第三者が国外で発明を真似しても、国外では特許権の効力が及ばないので権利が行使できない
- 時間がかかる**
 - 出願から権利取得までに早ければ数カ月程度、長ければ5年以上を要する場合がある(早期審査制度を利用することにより期間を縮めることもできます。早期審査制度を利用するためには定められた要件を満たす必要があります。)
- 金銭的な負担が大きい**
 - 出願から権利取得、その後の維持費用がかかる(補助金や減免制度を活用することにより負担が軽減される場合もあります)
 - 特許権は取得し活用することで価値が生まれるため、自社の経営や事業化等に寄与するものか、よく判断してからの出願が重要となる(費用対効果の検証)

■特許権所有の有無と売上高営業利益率※

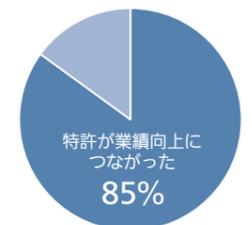


※特許庁パンフレットより

■特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益※

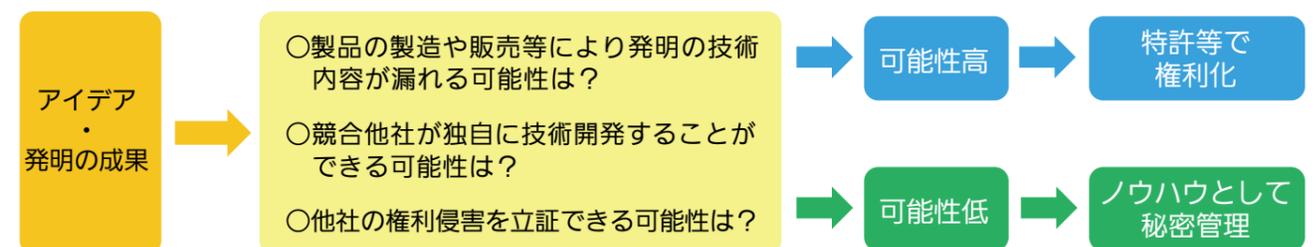


「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」※



(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) (2008年12月))

特許出願かノウハウとして秘匿かの判断



実用新案

Q4 実用新案とは？

A 身の回りにある日用品などは、ちょっとした工夫を加えるだけでヒット商品に生まれ変わる場合があります。実用新案はこのような必ずしも技術的には高度ではない比較的容易なアイデア(いわゆる小発明)を保護するための制度です。保護の対象は「物品の形状、構造または組合せに係る考案」に限定され、ライフサイクルの短い製品や早期権利化を目指したい場合に活用されます。

特許と実用新案の違い

	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均15月(最終処分まで)	出願から2~3月(不備のないもの)
費用 出願~登録 特許庁への手数料	約17万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約28万9千件	年間約6千件

※出願件数は2022年の数値

実用新案の保護対象に該当しないもの

- ①方法の категорияである考案
- ②組成物の考案
- ③化学物質の考案
- ④一定形状を有さないもの(例、液体バラスト、道路散布用滑り止め粒)
- ⑤動物品種、植物品種
- ⑥コンピュータ等のプログラム自体

実用新案権の活用

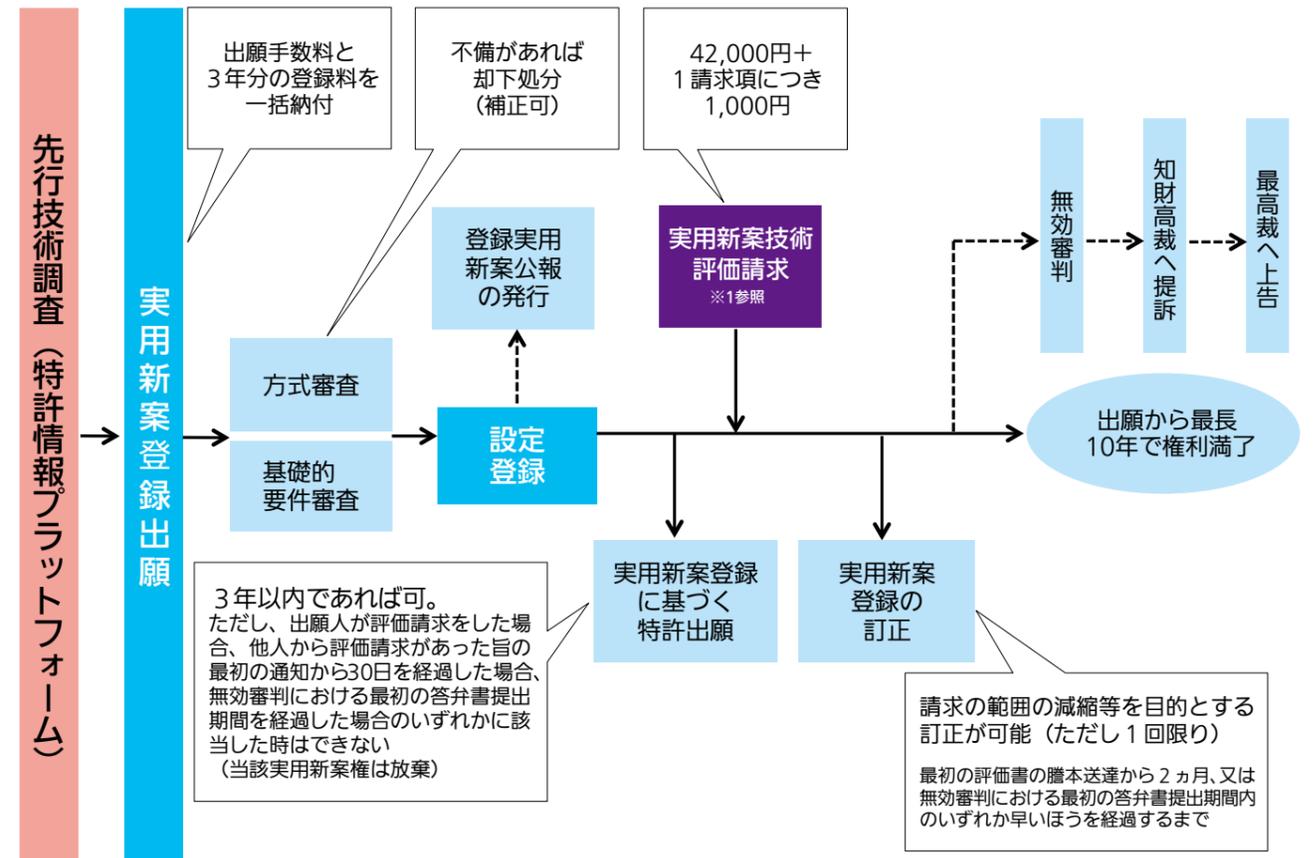
実用新案権の活用には、それぞれ以下のようなメリット・デメリットがあります。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・早期に権利化できる ・費用が安い ・小発明でも権利化が可能である ・広告宣伝効果、他社に対する牽制効果が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・実体審査がないので権利が不安定である ・権利期間が短い ・権利行使に際し、手続きが複雑である ・保護の対象が物品に限定されてしまう

Q5 出願から実用新案権取得までの流れとは？

A 実用新案権は、特許庁へ出願を行うと方式審査(書類審査)及び基礎的要件の審査のみが行われます。特許権の場合と異なり、新規性・進歩性の具体的な実体審査は行われません。そのため出願書類に不備がなければ登録されます。なお、実用新案権は出願時に登録料と併せて3年分の登録料を一括納付する必要があります。

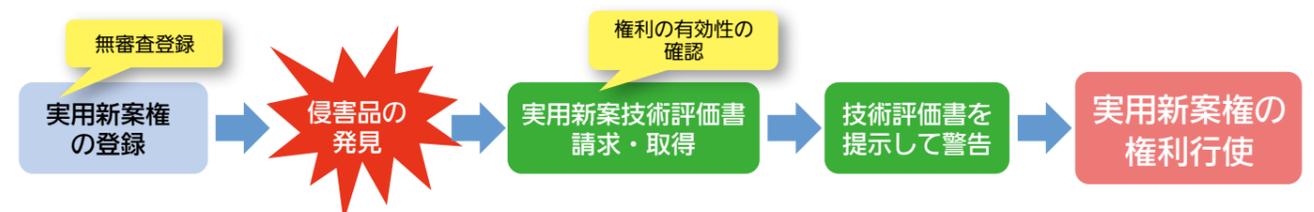
実用新案登録出願の流れ



実用新案技術評価制度 ※1

実用新案は無審査で権利が付与されるため、必ずしも「登録=有効な権利」という訳ではありません。そのため、実用新案権の有効性を確認する制度として「実用新案技術評価制度」が設けられています。実用新案権の侵害者に対しては、実用新案技術評価書を提示し警告をした後でなければ、差止請求や損害賠償請求などの権利行使はできません。なお、評価については「評価1」から「評価6」までの評価点で評価され、「評価6」であれば有効な権利(新規性の否定なし)と言えます。
 ※実用新案技術評価書請求は、出願と同時に可能です。また、他人が請求することも出来ます。

実用新案権の権利行使



意匠

Q6 意匠とは？

A

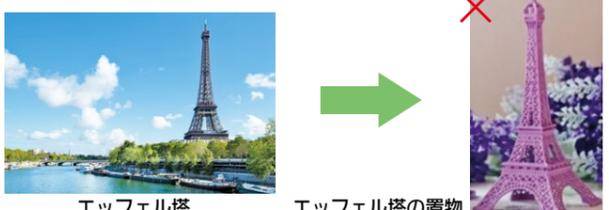
意匠とは、物品や建築物の形状等または画像のデザインのことを言います。新しい商品を開発した際、優れた技術に加え、商品の意匠、すなわちデザインは商品の大きな魅力のひとつであり、市場における競争力を高めるものになります。そこで、意匠制度によって定められた意匠権においては、創作された意匠(デザイン)について、一定期間独占的に使用できる権利を付与し、意匠の創作を推奨して産業の発展に寄与することを目的としています。

意匠としての要件

物品、建築物または画像と認められるもの	物品自体の形態
<p>物品に加え、画像や、建築物の外観・内装のデザインを言います。</p> <p>✕色そのもの、模様そのものなどは、物品を離れているため意匠法上の意匠とはなりません。</p>	<p>物品自体の形態である必要があります。</p> <p>✕ネクタイの結び目や花の形に折ったハンカチの形態などは、物品自体(ネクタイやハンカチ)の形態としては認められません。</p> 
視覚に訴えるもの	視覚を通じて美感を起こさせるもの
<p>肉眼で認識でき、外部から把握できるものである必要があります。</p> <p>✕粉状物の一つ一つの粒や、分解しないと見ることのできない機械の内部構造などは意匠になりません。 ※取引の際、拡大観察することが通常である場合は、肉眼によって認識できるものと同様に扱います。</p> 	<p>物品に美的処理が施されている必要があります。ただし、美術的価値を求めている訳ではなく何らかの美感を起こさせるもの(消費者がその物品を欲しくなるような美感)であれば足够了。</p>

意匠の登録要件(保護対象)

意匠として登録されるためには「量産可能な物品に対し、容易に創作できない(非創作容易性)新しいデザイン(新規性)」であることが必要です。

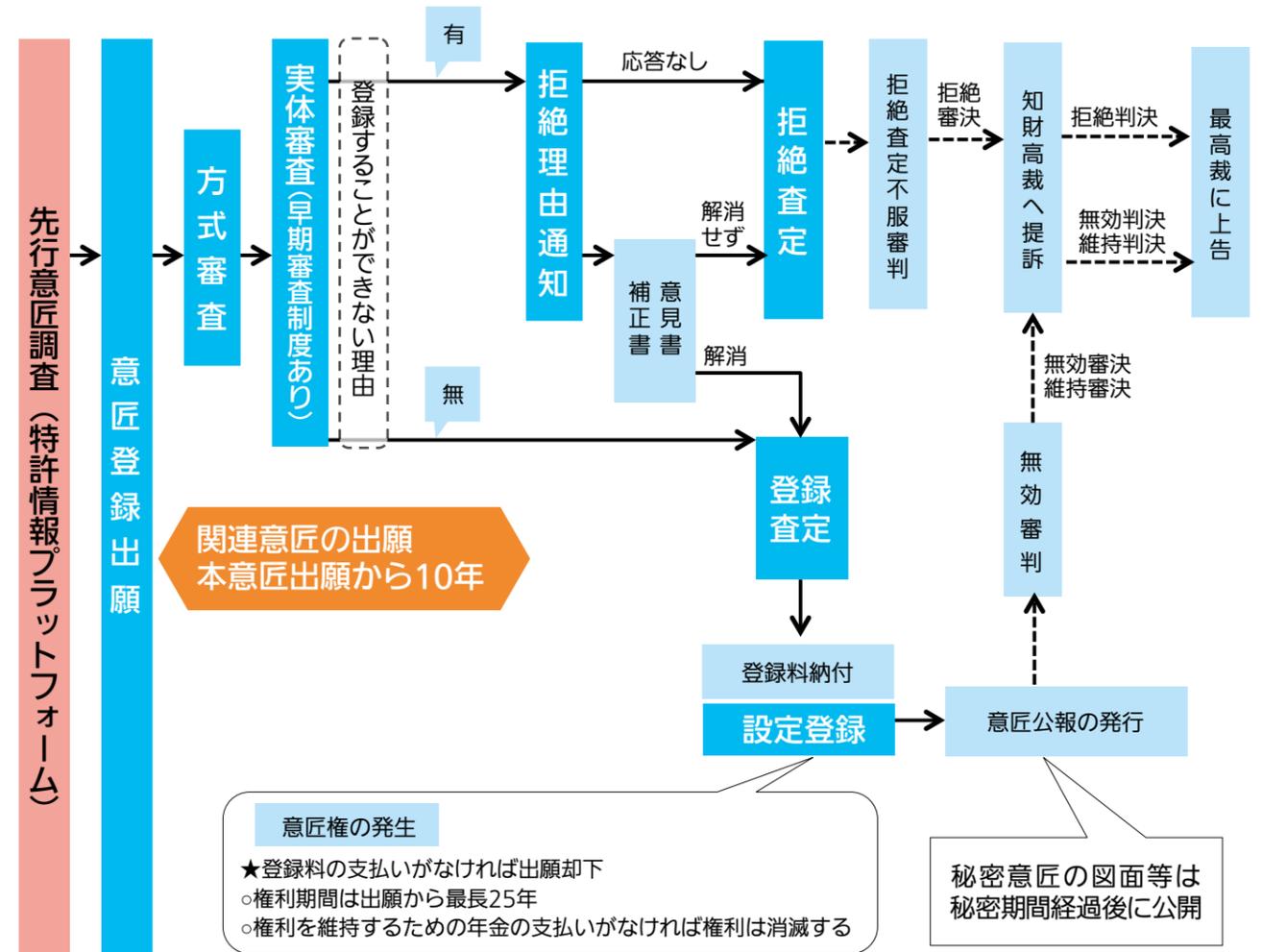
工業上利用できること(量産できること)	新しいデザインであること(新規性)
<p>工業上利用できるとは、工業的(機械的、手工的)な生産過程を経て、反復して同一物を量産できることを言います。</p> <p>✕自然物を意匠の主体に使用したもので、量産できないもの 例：盆栽、観賞植物</p> <p>✕純粋美術の分野に属する著作物 例：絵画、彫刻</p> 	<p>新しいデザインであるためには、以下の3項目に該当しないものと言います。</p> <p>①日本国内または外国で公然と知られたもの</p> <p>②日本国内または外国において刊行物(意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログなど)に掲載されたもの、またはインターネットなどを通じて公衆に利用可能となったもの</p> <p>③上記①、②のデザインに類似するもの</p>
容易に創作できないこと(非創作容易性)	意匠登録を受けることができない意匠
<p>新しいデザインであっても、誰もが容易に創作することができないものを言います。</p>  <p>エッフェル塔 → エッフェル塔の置物</p>	<p>✕公序良俗を害する恐れがある意匠</p> <p>✕他人の業務に係る物品と混同を生じさせる恐れがある意匠</p> <p>✕物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠</p>  <p>大統領の像をプリントしたTシャツ → プラグの形状</p>

Q7 出願から意匠権取得までの流れとは？

A

意匠権を取得するためには、特許庁に出願しなければなりません。出願すると方式審査(書類審査)が行われその後、実体審査(意匠の内容の審査)が行われます。意匠の要件を満たしている場合は登録査定がなされその後、1年分の登録料を納付することではじめて意匠権を取得することができます。意匠権の要件を満たしていないものは拒絶理由が通知され、その理由を解消する手続が必要となります。また、意匠権には特許権のような出願審査請求制度はないため、出願を行うと原則全ての出願が審査されます。

意匠登録出願の流れ



秘密意匠制度

意匠登録を受けた意匠は、意匠公報によりその内容が公開されます。しかし、意匠に関する新製品の発表または発売時期まで、意匠を秘密にしておきたい場合には、意匠権の登録日から3年以内を限度に登録を受けた意匠を非公開(秘密)にすることができます。秘密意匠制度は、製品の発売前に模倣品の発生を防止できる等のメリットがあります。

Q8 意匠権の権利範囲とは？

A

意匠権も特許権と同様に権利者だけ実施することができる独占権です。
その権利の範囲は、登録された「物品のデザイン」のみだけでなく、その類似の範囲まで及びます。
なお、意匠が類似するかどうかは、「物品」と「形態」の両面から判断されます。

意匠権の権利範囲の説明

物品 \ 意匠の形態	同一	類似	非類似
同一	同一の意匠(デッドコピー)	類似の意匠	非類似の意匠
類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

物品についての判断	物品同一	物品類似	物品非類似
	用途および機能が同一の物品 (例: 赤鉛筆と青鉛筆)	用途が同じで機能が異なる物品 (例: シャープペンとボールペン)	用途も機能も異なる物品 (例: 車と車のおもちゃ)

意匠の形態についての判断	意匠の形態同一	意匠の形態類似	意匠の形態非類似
	デザイン(形状、模様、色彩またはこれらの組合せ)全てが同一の形態	デザインの特徴部の美感が共通している形態	デザインの特徴部が共通していない形態
	※登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われます		

物品のある一部分に独創的で特徴のあるデザインやブランドを示す形状等を有する場合、その特徴的な部分を保護するための制度。

登録意匠 (コップの持ち手部分)

実施形態も可

特徴的なデザイン部を部分意匠登録すれば、その特徴部以外のデザインをいくら変更しても、原則的には意匠権の権利範囲とされます。

同時に使用される2以上の物品の組合せに、全体として統一感がある場合にはその組合せを一つの意匠として登録を認める制度。

組物の意匠

飲食用ナイフ、フォーク およびスプーンセット

屋外用いすおよびテーブルセット

組物の意匠の権利範囲は、組物全体としての同一・類似の意匠におよぶため、個々の構成物品を模倣されても権利行使を行うことはできません。なお、組物の意匠の部分について意匠登録を受けることもできます。

一つのデザインコンセプトから生まれる複数のデザインバリエーションを保護するための制度。

関連 A

本意匠

関連 B

関連 C

本意匠および関連意匠は、それぞれ通常の意匠権と同じように同一・類似の範囲まで効力がおよびます。そのため、関連意匠は本意匠を中心とした意匠権をグループ化し権利範囲を拡大することができます。

画像のデザイン

時刻表示画像

商品購入用画像

パソコン、携帯端末、ゲーム機などのモニター画面に表示する機器の操作の用に供される画像と機器が、その効果を発揮した結果として表示される画像について保護することができます。

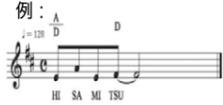
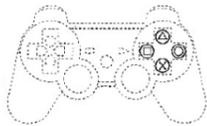
商標

Q9 商標とは？

A

商品を購入したりサービスを利用する際、私たちは、企業のマークや商品・サービスのネーミングを目印に選んでいます。その目印のことを「商標」と言い、商標は、自社の商品やサービスと他社のものとを区別するために使用されるものです。また、商標は事業者の営業努力によって商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ね信頼や安心といったブランドイメージを想起させる重要な役割を担っています。そのブランドイメージを保護するための制度が商標制度であり、商標権は更新することにより半永久的に権利を保有することができます。

商標の種類

<p>文字商標</p> <p>文字のみからなる商標。文字はカタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等により表示されるもので、その文字が意味を有するか否かは問いません。</p> <p>例: SONY (登録第 5120835 号)</p>	<p>図形商標</p> <p>図形のみから構成されている商標。文字商標も図案化されたものは図形商標とみなされる場合があります。</p> <p>例:  (登録第 3085606 号)</p>	<p>記号商標</p> <p>のれん記号、文字を図案化し、組み合わせた記号からなる商標。</p> <p>例:  (登録第 98702 号)</p>	
<p>立体商標</p> <p>立体的形状からなる商標。実在または架空の人物、動物等を人形のように立体化した例:  (登録第 4157614 号)</p>	<p>結合商標</p> <p>文字、図形、記号等を二つ以上を組み合わせた商標。</p> <p>例:  (登録第 3154915 号)</p>	<p>動き商標</p> <p>文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標。</p> <p>例:  (登録第 5804316 号)</p>	<p>ホログラム商標</p> <p>文字や図形等がホログラフィー、その他の方法により変化する商標。</p> <p>例:  (登録第 5804315 号)</p>
<p>色彩のみからなる商標</p> <p>単色または複数の色彩の組み合わせのみからなる商標。</p> <p>例:  (登録第 5933289 号)</p>	<p>音商標</p> <p>音楽、音声、自然音符からなる商標であり、聴覚で認識される商標。</p> <p>例:  (登録第 5804299 号)</p>	<p>位置商標</p> <p>図形等を商品等に付す位置が特定される商標。</p> <p>例:  (登録第 5858802 号)</p>	<p>動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標は平成27年より新しいタイプの商標として保護制度が導入されました。</p>

商標権の構成

商標権は、マークとそのマークを使用する商品・サービスの組合せで、一つの権利として保護されます。

$$\text{商標権} = \text{マーク (文字・図形等)} + \text{使用する商品・サービス}$$

商品と役務

商標には、商品について使用されるもの(「トレードマーク」ともいわれます)と役務について使用されるもの(いわゆる「サービスマーク」)があります。商標登録する際には、その商標をどの商品・役務について使用するかを定める必要があり、これを**指定商品・指定役務**といいます。

商品とは、商品性のあるもの、商取引の対象をいい、役務とは、独立した商取引の対象として価値のある、他人に対する労務や便益の提供をいいます。

商号と商標

商号は、各市町村の**法務局に登記する会社の名称**であり、商標は**特許庁に登録する商品やサービスの名称**です。例えば、電機メーカーが社名を自社のパソコンに表示するなど、会社名を商標的に使用する場合、社名を商号として登記していても、商標登録をしておくべきと考えられます。

登録を受けることができない商標

● 自己と他人の商品・役務(サービス)を区別することができないもの

①商品・役務(サービス)の普通名称

一般的名称(略称、俗称、別称、通称等も含まれます)を普通に用いられる方法で表示する商標。

- ×商品「アルミニウム」に使用する商標として「アルミニウム」または「アルミ」
- ×商品「時計」に使用する商標として「時計」または「ウォッチ」

②慣用されている商標

同業者によって普通に使用されることにより、自己の商品・サービスと他人のそれとを識別することができなくなった商標。

- ×商品「清酒」に使用する商標として「正宗」
- ×役務(サービス)「宿泊施設の提供」に使用する商標として「観光ホテル」

③産地や品質などのみを表示する商標

単に商品の産地や品質、その他の特徴または役務(サービス)の提供場所や質・効能などを普通に用いられる方法で表示する商標。

- ×商品の品質:商品「シャツ」に使用する商標として「特別仕立」
- ×効能:役務(サービス)「入浴施設の提供」に使用する商標として「疲労回復」

④ありふれた氏、名称のみを表示する商標

- ×山田、スズキ、WATANABE、田中家など

⑤極めて簡単かつありふれた商標

- ×かな文字の1字、数字、ありふれた輪郭記号(○、△、□など)、ローマ字(A~Z)の1~2文字など

⑥需要者が誰の業務に係る商品または役務であるかを認識できない商標

- ×地模様(模様のなものの連続反復など)のみからなるもの、キャッチフレーズなど

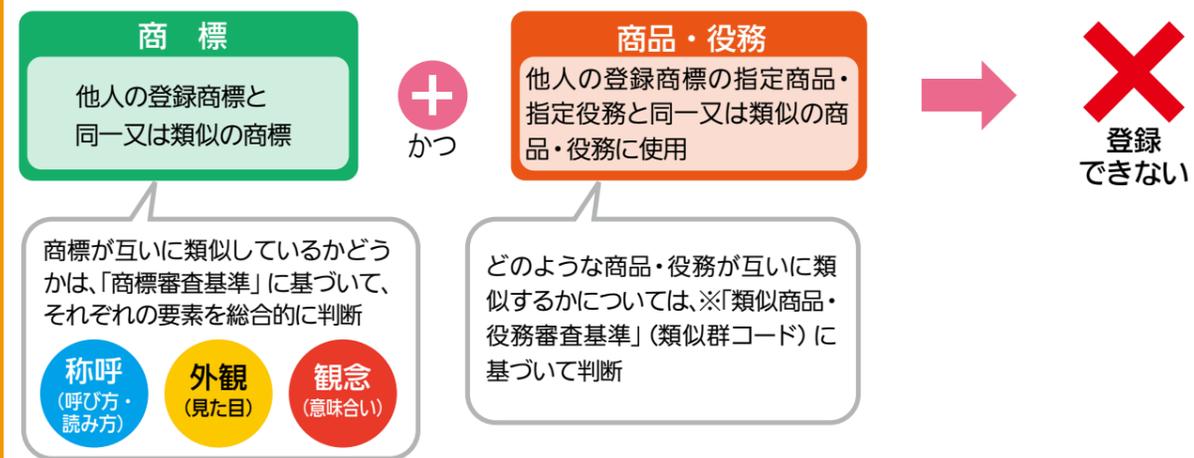
● 公共性に反するもの

- ・日本や外国の国旗、菊花紋章、勲章、褒章と同一または類似の商標。
- ・外国、国際機関の紋章、標章(マーク)等であって、経済産業大臣が指定するものと同一または類似の商標。
- ・国、公共団体等を表示する著名な標章(マーク)と同一または類似の商標。
- ・公の秩序、善良な風俗を害するおそれがある商標。
- ・商品の品質または役務(サービス)の質の誤認を生じさせるおそれがある商標。
- ×商品「ビール」に使用する商標としての「〇〇ウィスキー」

● 他人の商標等とまぎらわしいもの

- ・他人の氏名(名称)、著名な芸名、略称等を含む商標。
- ・他人の業務に係る商品、役務を表示するものとして需要者に広く認識されている商標。
- ・他人の業務に係る商品、役務と出所の混同を生じさせるおそれがある商標。等

商標の類否判断



※「類似商品・役務審査基準」について

特許庁の審査において互いに類似すると推定する商品・役務を定めたもので、互いに類似する商品・役務のグループ毎に類似群コード付与しています。商標出願の際、登録しようとする商標の使用を予定している商品又は役務を指定しますが、その際には、指定商品又は役務の属する区分(第1類から第45類まで)を願書に記載する

必要があり、この区分も原則として、類似の商品又は役務により構成されていますが、区分が違っても、類似群コードが同一な商品又は役務が存在する場合があります。例えば、「第32類・ビール」と「第33類・洋酒」は、同じ「28A02」の類似群コードが付与されています。

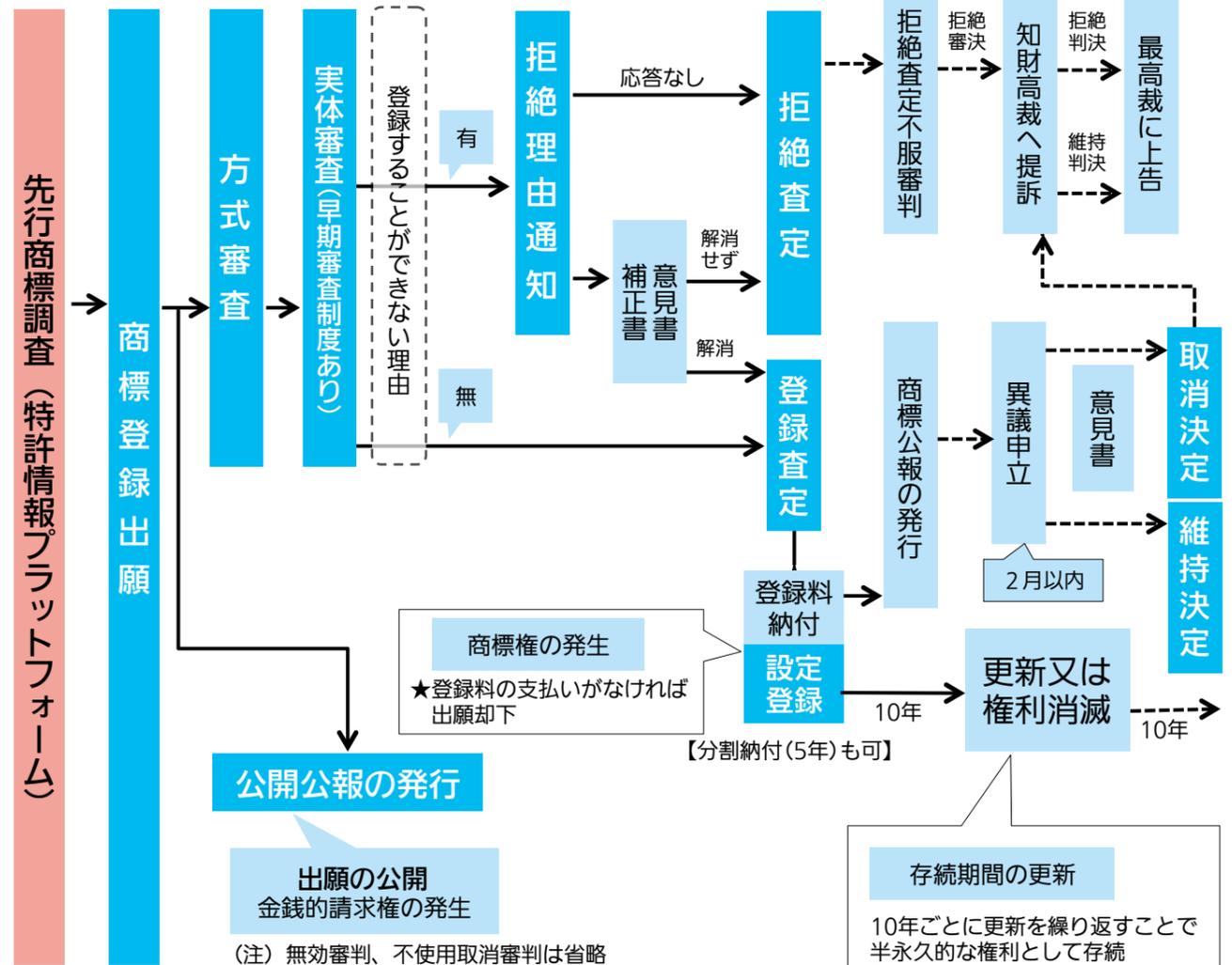
Q10 出願から商標権取得までの流れとは?

A

商標登録を受けるためには、特許庁に出願することが必要です。出願後、方式審査(書類審査)が行われ、その後、実体審査(商標の内容の審査)が行われます。商標登録の要件を満たしている場合には登録査定がなされ、その後10年分(または5年分)の登録料を納付することで商標登録することができます。商標登録の要件を満たしていないものは拒絶理由が通知され、その理由を解消する手続が必要となります。

なお、わが国では、同一または類似の商標の出願があった場合、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義を採用しています。また、商標には特許のような審査請求制度はないため、出願を行うと原則全ての出願が審査されます。

商標登録出願の流れ



先行調査

Q11 商標権の権利範囲と商標の三大機能とは？

A

商標権も特許権と同様に権利者だけ実施することができる独占権です。その権利範囲は登録された「文字・マークおよびそれらに使用する商品・サービス」が同一または類似の範囲まで及びます。
また、商標は実際の取引において商品・サービスを識別するためのマークとして使用することにより、消費者に対し、商品・サービスの出所や品質の保証または購入・利用を喚起させる役割を果たします。これを「商標の三大機能」と言い、商標の使用と質の良い商品やサービスを継続的に提供し続けることがブランド化への第一歩となります。

商標権の権利範囲

商標権の効力が及ぶ範囲は①商標同一・指定商品またはサービス同一②商標同一・指定商品またはサービスの類似③商標類似・指定商品またはサービス同一④商標類似、指定商品またはサービス類似の4つの範囲です。したがって、商標が同一でも指定商品またはサービスが非類似の場合は商標権の効力は及びません（他人が登録商標を使用しても侵害にはなりません）。

商標権		専用権	登録商標の指定商品またはサービスについて独占的に使用できる権利		
		禁止権	登録商標や指定商品またはサービスの類似範囲について他人の使用を禁止することができる権利		

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又はサービス		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

他人の使用を排除【禁止権】

独占的に使用【専用権】 パッハロー（商品：鉛筆）

登録商標 **Buffalo**（指定商品：鉛筆） **Buffalo**（商品：消しゴム）

※「Buffalo」と「パッハロー」は類似する商標と、また、「消しゴム」と「鉛筆」は類似する商品と推定しています。

商標の三大機能

出所表示機能 (同じ商標なら同じ人が作った商品であることを示す機能)	消費者は、商標によって生産者や販売者を特定することができ、安心して商品を購入したり、サービスを利用したりします。一方、提供する者にとっても自己の商品やサービスを他人のものとは区別することができるようになります。
品質保証機能 (同じ商標なら同じ品質であることを保証する機能)	一定の品質を保った商品やサービスを提供することにより、消費者から信用や信頼が得られ、その商品やサービスに付された商標を見ただけで、どのような品質の商品かまたは、どのような質のサービスかが分かるようになります。すなわち、商標によって品質が保証され、その商品を購入したり、サービスの提供を受けることの動機付けがなされます。
広告宣伝機能 (商標が消費者に記憶され商品を広告宣伝する機能)	テレビや新聞、WEB等で自己の商標を付した商品・サービスを宣伝・広告することで、今までその商品・サービスを利用していた消費者に対してさらにその信用・信頼を深く印象付けることとなります。また、今までに利用したことのない消費者に対しても、そのイメージを深く印象付けることによって購買意欲をもたせることとなります。



(出典：独立行政法人工業所有権情報・研修館「産業財産権標準テキスト商標権」)

Q12 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利等に関する情報を調べる方法とは？

A

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)では、インターネットを通じて無料で特許情報の検索ができるサービスとして「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」を提供しています。特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)では、明治以降、特許庁が発行してきた特許、実用新案、意匠、商標に関する権利情報等に加え、それぞれの審査状況や登録状況などの経過情報を見ることができます。

特許情報とは

特許情報とは、特許庁が発行する公報の情報および経過情報等の総称で、特許、実用新案、意匠、商標等の主に出願されたものに関する情報のことです。

これらの特許情報は、「新しいアイデアがひらめいた時」、「最新の技術情報を知りたい時」、「素敵なデザインを思いついた時」もしくは「新商品のネーミングを考えた時」など、それらが既に世の中に存在するのか？または使用されているのか？等の情報を調べる上でとても役に立ちます。

特許情報活用のメリット

- 1 権利の確認**
特許情報の最大の特徴は権利情報にある点です。権利情報を確認せずに事業を行うと、ある日突然特許権侵害で訴えられ、莫大な賠償金を請求されることもあります。また、商標も同様で、事前に他社商標を確認の上、出願することが大切です。
- 2 無駄な研究開発の防止**
他社の特許を把握しておくことで、他社の権利範囲内の研究開発を避けることができ、自社にとって有利な研究開発や事業展開などが可能になります。自社の技術開発方針を決定する上で特許情報の利用は欠かせません。
- 3 最新の技術情報の入手**
特許出願書類に記載された内容は、1年6月後に順次公開されます。このため、最先端の技術情報が入手可能であり、上手に利用することで、より効果的な研究開発や事業分野の拡大などに結びつけることができます。

特許情報の検索方法【特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)】

【各検索メニューを選択】

審査・登録・審判等の詳細な経過情報

【簡易検索】

操作マニュアル

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

不正競争防止法

Q13 商品等の表示や形態が保護される制度とは？

A

商品等の名称は商標権で、商品の形態は意匠権で保護されますが、商標登録や意匠登録していない場合でも、他人の模倣行為が発生した場合には、不正競争防止法で保護できることがあります。不正競争防止法とは、知的財産権を保有していない場合でも、一定範囲の不正な競争行為に対して、その行為の規制や禁止、また損害賠償などの措置を講じることができる制度です。

商品等の表示の保護

商品等表示で下記の行為は不正競争に該当します。

		事 例
周知な商品等表示の混同惹起行為 <small>(不正競争防止法第2条1項1号)</small>	他人の商品等表示（会社名、商品名、商品の容器や包装など）として、需要者に広く認識（周知）されているものと同一または類似の商品等表示を使用し、他人の商品または営業と混同を生じさせる行為。	かに料理屋名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた事件 ◆動くかに看板事件 大阪地判 昭和 62.5.27 出典：特許庁「知的財産権制度入門」 
著名な商品等表示の冒用行為 <small>(不正競争防止法第2条1項2号)</small>	他人の著名な商品等表示（会社名、商品名、商品の容器や包装など）と同一または類似のものを自己の商品等表示として使用する行為。	原告商品はその販売開始以来日本全国において多数販売され、その結果同種医薬品の代表的な商品となっていたこと等から、原告商品の商品名である原告表示（アリナミンA25）が著名であると認定した上で、被告商品の商品名である被告表示（アリナビックA25）は原告表示と類似しているとして、被告表示の使用差止めと損害賠償を認めた事件 ◆アリナビック事件 大阪地判 平成11年9月16日 出典：特許庁「知的財産権制度入門」 

※周知とは・・・全国的に知られている必要はなく、一地方であっても足りる

※著名とは・・・全国的に知られていることが必要（単に広く認識されているだけでは足りない）

不正競争防止法(2条1項1号)と商標法の比較 ○-要求される ×-要求されない

	商 標 法	混同惹起行為
登録の要否	○	×
保護の要件 新規性	○	×
周知性	×	○
混同の恐れ	×	○
保護期間	登録から10年(更新可)	期限なし

商品の形態(形状)の保護

商品の形態で下記の行為は不正競争に該当します。

		事 例
他人の商品形態の模倣品の提供行為 <small>(不正競争防止法第2条1項3号)</small>	他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為。ただし、日本国内で最初に販売された日から3年間についてのみこの規定が該当します。 また、基本的には商品形態のデッドコピーを規制するための規定であり、類似の形態までは規制できません。	ヒット商品となっていたキーホルダー型ゲーム機のデザインを模倣した商品を輸入・販売した業者に対し、商品の輸入・販売の差止め、商品の廃棄および損害賠償が認められた事件 ◆たまごっち事件 東京高判 平成 10年 7月 16日 出典：特許庁「知的財産権制度入門」 

不正競争防止法(2条1項3号)と意匠法の比較 ○-要求される ×-要求されない

	意 匠 法	形態模倣行為
登録の要否	○	×
保護の要件 新規性	○	×
創作性	○	○
模 倣	×	○
保護期間	出願から25年	最初の販売から 3年

Q14 営業秘密とは？

A

営業秘密とは、企業が事業活動を行う上で秘密として扱っている情報(例えば、設計図、製造ノウハウ、顧客名簿、仕入先リスト、販売マニュアル等)のうち、不正競争防止法に基づく3つの要件(秘密管理性、有用性、非公知性)を全て満たすものが該当します。
 なお、営業秘密は知的財産基本法において特許や意匠、商標等とともに知的財産と位置付けられています。

営業秘密の保護要件

営業秘密として保護されるには、「秘密として厳重に管理されており、その情報が事業活動に役に立つものであること更に、一般には入手できない情報」であることが必要です。

秘密として管理されていること(秘密管理性)
従業員や外部者等が管理状況等を見た際、秘密として管理されていることが認識できる状態であることが必要です。 例： <ul style="list-style-type: none"> ・秘密情報が記載されている文書に「マル秘」等の表示をしたり、保管場所に施錠する ・秘密情報を保存しているパソコンにパスワードやIDを設定する ・外部からの不正アクセスを防御するためファイヤーウォールを導入する ・社員の入社時に秘密保持契約書の提出を求める
事業活動に役立つ情報(有用性)
事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものである必要があります。なお、実際に利用されていない情報も対象になります。また、失敗した研究データであっても、これにより研究費の節約等に役立つものであれば有用と言えます。 例： <ul style="list-style-type: none"> ・設計図、研究データ、新製品のアイデア、製造ノウハウ、経営計画、顧客名簿、仕入先リスト、販売マニュアル 等
一般に情報を入手できないこと(非公知性)
刊物に記載されていないなど、情報の保有者の管理下以外では一般に入手できないものである必要があります。

営業秘密と企業情報等との関係

企業情報	企業概要、企業理念、経営状況、資本状況等公開・非公開を問わず企業の全ての情報を言う
企業秘密	技術情報(製造方法・ノウハウ・図面等)、営業情報(経営情報、顧客情報、販売マニュアル等)等企業の外部へ情報開示していないもの
営業秘密	①秘密管理性 ②有用性 ③非公知性 企業秘密のうち、営業秘密の保護要件(秘密管理性、有用性、非公知性)をすべて満たし営業秘密として管理しているもの

営業秘密と特許権の比較

	営業秘密(不正競争防止法)	特許権(特許法)
保護の目的	経済活動における不正行為の防止	発明の保護及び利用による産業の発達
保護の対象	事業活動に有用な技術上又は営業上の情報	物の発明、方法の説明、物の製造方法の発明
対象の明確性	不明確である	請求項の記載により明確である
公開の有無	公知になれば保護要件を失う	出願すれば公開される
権利の存続期間	保護要件を満たす限り無期限	出願から20年
費用	秘密管理のコスト	出願、登録、権利の維持費用
メリット	保護対象の範囲が比較的広い	権利を独占的に実施できる
	公知にならない限り保護期間は無期限 内容を公開する必要がない	技術的範囲が明確であり、権利の存在の証明が容易である 後願者を排除できる
デメリット	公知になるとそれ以降保護が受けられない	新規性・進歩性等の要件が必要
	他社に特許権を取得される恐れがある	出願内容が公開されてしまう
	秘密としての管理にコストが掛かる 技術を公開して積極的に宣伝することができない	保護期間に制限がある 出願手続、特許料等の維持費用が掛かる

著作権

Q15 著作権で保護される著作物とは？

A

著作物とは、文章、音楽、イラスト、絵画など自分の思想(考え方)や感情(思い)を創作的に表現したものをいいます。これら著作物も知的創造活動により生み出されるものなので、知的財産に該当します。なお、著作権は著作物を創作した時点で発生し、権利を得るための手続きは必要ありません。

著作物の定義

著作物としては保護を受けるためには「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」であることが必要です。

「思想または感情」を表現したもの	人間の思想(考え)や感情(思い)が含まれている必要があります。 ✖客観的な単なるデータ(富士山の高さは3,776mなど)
「創作的」に表現したもの	何らかの形で個性が表現されている必要があります。 ただし、芸術性などの上手い、下手は関係ありません。 ✖誰が表現しても同じような表現となるようなもの 例：新聞の死亡広告記事 ✖他人の作品の単なる模写、盗用
「表現した」もの	文字や絵、音などによって実際に表現されている必要があります。 ✖頭の中のアイデア
「文芸、学術、美術または音楽の範囲」に属するもの	文芸、学術、美術、音楽などの文化の範囲に属するものである必要があります。 ✖アート、文化に属さない工業製品のデザイン

著作物の種類

著作権法に例示してある主な著作物は下記のとおりです。

言語の著作物	講演、論文、小説、脚本、詩歌、俳句など(事実の伝達に過ぎないものは除く)
音楽の著作物	楽曲および楽曲を伴う歌詞
舞踏、無言劇の著作物	日本舞踏、バレエ、ダンスなどの舞踏やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図、学術的な図形、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など(録画されているものに限る)
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム(言語・規約・解法は対象外)

著作権(著作者の権利)

「著作者」とは著作物を創作した人のことです。小説や画家などの創作活動を職業とする人などが著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としなくても、著作物を創作すれば「著作者」になります。著作者は著作者人格権と著作(財産)権を有します。

著作者人格権	著作権(財産権)
<ul style="list-style-type: none"> ■公表権(無断で公表されない権利) ■氏名表示権(名前の表示を求める権利) ■同一性保持権(無断で改変されない権利) 	<ul style="list-style-type: none"> ■コピーを制作することに関する権利 <ul style="list-style-type: none"> ・複製権 ・(出版権) ■コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利 <ul style="list-style-type: none"> ・上演権 ・演奏権 ・上映権 ・公衆送信権 ・伝達権 ・口述権 ・展示権 ■コピーを使って公衆に伝えることに関する権利 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡権(映画除く) ・貸与権(映画除く) ・頒布権(映画のみ) ■二次的著作物の創作・利用に関する権利 <ul style="list-style-type: none"> ・二次的著作物の創作権 ・二次的著作物の利用権

著作者人格権は一身専属権で、著作者だけが持っている権利であるため、譲渡や相続をすることはできません。著作者人格権は著作者の死で消滅します。

※職務著作(法人著作)について

会社の従業員がその職務として著作物を創作した場合には、その会社(法人)が著作者となり、著作者人格権と著作(財産)権を有することがあります。これを「職務著作」「法人著作」とも呼ばれます。といひます。

一要件

- ①法人その他使用者の発意に基づくこと
- ②その法人等の業務に従事する者が職務上作成したこと
- ③その法人等が自己の著作の名義のもとに公表すること
- ④作成時に契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

著作(財産権)の存続期間は、著作物の創作時に始まり、著作者の死後70年を経過するまでです。
 ただし、共同著作物については、著作者は複数人いるため、最後に死亡した著作者の死後70年とされています。著作(財産)権が第三者に譲渡されていても、この存続期間が変わることはありません。

著作隣接権

著作権法は、著作物に関する著作者の権利を保護する一方で、実演、レコード、放送および有線放送について、隣接する権利「著作隣接権」を認めています。著作隣接権者は、著作物を創作してはいませんが、著作物を伝達することに寄与し、ひいては文化の発展に貢献しているため、著作権法により保護されるべきと考えられるからです。

実演家の権利	レコード製作者の権利
<ul style="list-style-type: none"> ■実演家人格権 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名表示権 ・同一性保持権 ■許諾権(財産権) <ul style="list-style-type: none"> ・録音権 ・録画権 ・放送権 ・有線放送権 ・送信可能化権 ・貸与権(レコード発売後1年間) ・譲渡権(一度適法に譲渡されたものには及ばない) ■報酬請求権(財産権) <ul style="list-style-type: none"> ・CD等の放送、有線放送の使用料 ・CD等のレンタル料 	<ul style="list-style-type: none"> ■許諾権(財産権) <ul style="list-style-type: none"> ・複製権 ・送信可能化権 ・貸与権(レコード発売後1年間) ・譲渡権(一度適法に譲渡されたものには及ばない) ■報酬請求権(財産権) <ul style="list-style-type: none"> ・CD等の放送、有線放送の使用料 ・CD等のレンタル料
放送事業者・有線放送事業者の権利	
<ul style="list-style-type: none"> ■許諾権(財産権) <ul style="list-style-type: none"> ・複製権 ・再放送権、有線放送権 ・送信可能化権 ・テレビ放送の伝達権 ・有線テレビ放送の伝達権 	

著作隣接権の発生と消滅

著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅
実演家	その実演を行った時	その実演が行われていた日の属する年の翌年から起算して70年後
レコード製作者	その音を最初に固定した時	その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年後
放送事業者・有線放送事業者	その放送・有線放送を行った時	その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して70年後

知的財産権取得費用

Q16 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の登録までにかかる費用とは？

A

登録までに発生する費用は、各権利によってそれぞれ異なります。新たに開発した製品や技術を権利化するためにはどのくらいの費用がかかるのかを把握しておくことが大切です。

産業財産権関係の費用概略

2023年4月現在

特 許	実用新案	意 匠	商 標
出 願 時			
出願料：14,000円 弁理士費用(注1):平均約30万円	出願料：14,000円+登録料1~3年:2,100+請求項×100円(同時納付) 弁理士費用(注1):平均約27万円	出願料：16,000円 弁理士費用(注2):平均約10万円	出願料：3,400円+区分数×8,600円 弁理士費用(注3):平均約7万円
審査請求料			
実体審査 138,000+請求項の数×4,000円 (減免制度あり)	不 要 実体審査なし	不 要 実体審査	不 要 実体審査
登 録 料			
1~3年： 毎年4,300円+請求項×300円 4~6年： 毎年10,300円+請求項×800円 7~9年： 毎年24,800円+請求項×1,900円 10年~： 毎年59,400円+請求項×4,600円 (減免制度あり)	4~6年： 毎年6,100円+請求項×300円 7~10年： 毎年18,100円+請求項×900円 (減免制度あり)	1~3年:毎年8,500円 4~25年:毎年16,900円	全額納付:区分数×32,900円(10年分) 分割納付:区分数×17,200円(5年分)
弁理士成功謝金(注1):平均約12万円	弁理士成功謝金(注1):平均約6万円	弁理士成功謝金(注2):平均約6万円	弁理士成功謝金(注3):平均約5万円
技術評価書 42,000円+請求項×1,000円 (減免制度あり)		更新登録料 全額納付(10年分):区分数×43,600円 分割納付(5年分):区分数×22,800円	

※権利存続のための登録料の納付
納付期限日までに登録料を納付しなかった場合には、納付期限経過後6か月以内(追納期間)であれば、通常料金の倍額を納付することにより権利を存続させることができます。なお、追納期間内に登録料を納付しなかった場合には権利が消滅します。

(注) 弁理士費用、成功謝金は弁理士会ホームページより抜粋
(注1) 明細書15頁、請求項5、図面5枚、要約書1枚の場合
(注2) 図面2枚、特徴記載、物品の説明ありの場合
(注3) 1区分指定の場合

※2023年4月1日より特許料等が改定されました。

「特許(登録)料支払期限通知サービス」について

特許庁では、特許料等の納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に「特許(登録)料支払期限通知サービス」を行っています。本サービスは、アカウント登録を行った者が希望する特許(登録)番号に対して、特許料等の次期納付期限日をメールにてお知らせするサービスであり、主に中小企業・個人事業主・個人の権利者を対象としたサービスに

なります。なお、本サービスは、次期納付期限が到来する前の注意喚起であるため、権利を維持するためには、別途決められた期間内に特許(登録)料納付の手続きが必要となりますのでご注意ください。

<https://www.rpa.jpo.go.jp/rpa-web/GP0101>

知的財産を経営や事業に活用してみませんか

INPIT 福島県 知財総合 支援窓口 とは？

中小企業やベンチャー企業が事業活動の中で抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題の相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口です



- ・中小企業等を対象にした知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標・著作権など)に関する無料の相談窓口です。
- ・窓口には窓口支援担当者が常駐し、窓口での相談と企業等への訪問相談を行っています。
- ・専門家(弁理士、弁護士など)及び各支援機関と相互に連携し、企業等が抱える課題の解決に向けて、知的財産権の取得や活用方法について、相談・支援を行っています。
- ・専門家(弁理士・弁護士など)による相談会や訪問相談も無料でを行っています。



活用できる 専門家

課題聞き取り後、窓口担当者が最適な専門家をご紹介します。

- 弁理士
- 弁護士
- 中小企業診断士
- 意匠・デザイン専門家
- 商標・ブランド専門家
- 企業OB
- 技術士
- 海外知財プロデューサー

専門家相談

常設相談会

- 会場：福島県知財総合支援窓口 (福島県ハイテクプラザ)
- ・弁理士 原則毎週水曜日
- ・弁護士 原則第2・4木曜日

外部窓口相談

- 会場：福島県商工会連合会 中通り広域指導センター
- ・弁理士 原則第1月曜日
- 会場：いわき産学官ネットワーク協会
- ・弁理士 原則第4金曜日
- 会場：産業サポート白河
- ・弁理士 偶数月1回

専門家派遣相談：随時

連携支援機関

課題内容に応じて専門分野に特化した支援機関にお繋ぎします。

- 福島県ハイテクプラザ
- 福島県産業振興センター
- 福島県よろず支援拠点
- ジェトロ福島
- 福島県中小企業団体中央会
- ふくしま医療機器産業推進機構
- 福島再生可能エネルギー研究所
- 福島イノベーション・コースト構想推進機構
- 福島相双復興推進機構
- ふくしま新産業創造推進協議会
- 郡山地域テクノポリス推進機構
- 産業サポート白河
- いわき産学官ネットワーク協会
- ゆめサポート南相馬
- 商工会議所・商工会
- 金融機関、大学、自治体 など

支援事例

家族への想いを創る小学生社長への支援

企業名 **株式会社想いを創る**

特許 商標 契約・法務

相談のきっかけ

当時小学3年生だった相談者は、お母さんが毎日洗濯物を干す姿を見て、簡単に干せて早く乾かせる道具を作りたいと考え、夏休みの宿題で「物干し補助具」を製作しました。その後、地方紙で連載している知財コラムを読んで特許に興味を持ったことから、家族で窓口を訪問されました。

支援の概要

まず知財制度を理解いただいた後、専門家(弁理士)相談を活用して「物干し補助具」の特許及び意匠権の取得支援及び同社社名の商標登録支援を行いました。その後、商品化支援の要望も受け、特許庁の「福島知財活用プロジェクト」事業の活用を提案。

同事業において大手100円ショップの「キャンドウ」を紹介いただき、商品化にあたり同社と特許権のライセンス契約を結ぶことになったため、専門家(弁護士)を活用し特許権のライセンス契約の支援を行いました。

支援の成果

特許権、意匠権、同社名の商標権(特許登録第6354011号、意匠登録第1607634号、商標登録第6240980号)を取得した後、キャンドウと特許権のライセンス契約を結び、2021年2月から全国の店舗で商品の販売が開始されました。商品販売後は、小学生が特許を取得した商品として多くのメディアに取り上げられ、県内の店舗では特設コーナーが設けられるなど話題となりました。



体験レポート

シート型の本体を円筒状に組み、物干し竿に通します。その上にタオルなどを掛けて干すと、円筒状の本体が空間を形成して乾きが早くなりました。

吟醸香の高い日本酒の海外ブランド化推進

企業名 **合同会社ねっか**

特許 商標 海外展開

相談のきっかけ

輸出する日本酒にも吟醸香が高く、現地到着後も劣化の少ない製法を研究される中で、製法を保護する方法について公設試から紹介により、INPIT福島県知財総合支援窓口にご相談がありました。併せて、商品の名称の保護方法についても相談があったことから支援が始まりました。

支援の概要

日本酒製法の特許権取得については、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターによる、酵母の選択や配合比率等の専門的な知識と技術支援を受けると共に、派遣専門家(弁理士)を活用した支援を実施しました。(特許第7128561号)。

経営者の想いが込められた「雪龍」及び「流觴」(りゅうしょう)の名称については、国内商標権取得の支援を実施し、今後は国際登録を目指します(登録第6489901号、登録第6522661号)

支援の成果

海外向け商品の焼酎群の中に日本酒が加わることで、商品ラインナップへの名称の保護と、顧客を引き付ける香と味のバランスへの製法の保護など、海外におけるブランド化への一助と販売増に対して、限られた時間の中で知財活用への貢献を果たすことにつながりました。

2021年醸造した日本酒1,500本は、全て香港への輸出が完了しています。

輸出専用の「日本酒」



体験レポート

輸出専用なので、試飲はできませんでした。残〜念! ねっかの吟醸香は受け継がれています。

県内の各支援機関・団体等一覧

知財総合支援窓口は、県内の各支援機関・団体等と連携しており、下記の支援機関の窓口へ相談することで、当窓口に取り次ぎしていただけます。

区分	名称	郵便番号	住所	TEL
支援機関等	福島県知財総合支援窓口(一社)福島県発明協会	963-0215	郡山市待池台 1-12 福島県ハイテクプラザ 2F	024-963-0242
	福島県 商工労働部 産業振興課	960-8670	福島市杉妻町 2-16 西庁舎 12F	024-521-7283
	福島再生可能エネルギー研究所(FREA)	963-0298	郡山市待池台 2-2-9	024-963-0813
	福島県ハイテクプラザ	963-0297	郡山市待池台 1-12	024-959-1741
	(公財)福島県産業振興センター(技術支援部)	963-0215	郡山市待池台 1-12 福島県ハイテクプラザ内	024-959-1929
	福島県よろず支援拠点	963-8005	郡山市清水台 1-3-8 郡山商工会議所 4F 403 号室	024-954-4161
	福島県中小企業団体中央会	960-8053	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 10F	024-536-1261
	郡山事務所	963-8540	郡山市麓山 1-1-1 県中地方振興局 企画商工部内	024-934-7420
	会津事務所	965-0873	会津若松市追手町 7-5 会津地方振興局 企画商工部内	0242-28-5343
	いわき事務所	970-8026	いわき市平字梅本 15 いわき地方振興局 企画商工部内	0246-21-0832
	相双事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30 相双地方振興局 企画商工部内	0244-23-0125
	日本貿易振興機構(ジェトロ)福島貿易情報センター	963-0115	郡山市南 2-5-2 ビッグパレットふくしま 3F	024-947-9800
	(一財)ふくしま医療機器産業推進機構	963-8041	郡山市富田町字満水田 27-8 ふくしま医療機器開発支援センター内	024-954-4014
	(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構	960-8043	福島市中町 1-19 中町ビル 6F	024-581-6890
	(公社)福島相双復興推進機構	960-8031	福島市栄町 6-6 NBF ユニックスビル 4F	024-502-1115
	(公社)いわき産学官ネットワーク協会	970-8026	いわき市平字田町 120 ラトブ 6F	0246-21-7570
	(一社)産業サポート白河	961-0053	白河市田中 140 白河市産業プラザ 人材育成センター内	0248-21-7361
(公財)郡山地域テクノポリス推進機構	963-0115	郡山市南 2-5-2 ビッグパレットふくしま 3F	024-947-4400	
ふくしま新産業創造推進協議会	960-8601	福島市五老内町 3-1 福島市産業雇用政策課内	024-515-7746	
株式会社ゆめサポート南相馬	975-0036	南相馬市原町区豊浜集掛場 45-245	0244-25-3310	
会津産業ネットワークフォーラム	965-0871	会津若松市栄町 2-4 NTT 会津若松ビル 5 階	0242-23-1072	

商工会議所・商工会	福島県商工会議所連合会	960-8053	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 8F	024-536-5511
	福島商工会議所	960-8053	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 8F	024-536-5511
	郡山商工会議所	963-8005	郡山市清水台 1-3-8	024-921-2600
	いわき商工会議所	970-8026	いわき市平字田町 120 ラトブ 6F	0246-25-9151
	二本松商工会議所	964-8577	二本松市本町 1-60-1	0243-23-3211
	白河商工会議所	961-0957	白河市道場小路 96-5	0248-23-3101
	須賀川商工会議所	962-0844	須賀川市東町 59-25	0248-76-2124
	相馬商工会議所	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘 71	0244-36-3171
	原町商工会議所	975-0006	南相馬市原町区橋本町 1-35	0244-22-1141
	会津若松商工会議所	965-0816	会津若松市南千石町 6-5	0242-27-1212
	会津喜多方商工会議所	966-0827	喜多方市字沢ノ免 7331	0241-24-3131
	福島県商工会連合会	960-8053	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 9F	024-525-3411
	中通り広域指導センター	962-0028	須賀川市茶畑町 46-105	0248-94-2680
会津広域指導センター	969-6195	大沼郡会津美里町字北川原 41 会津美里町役場本郷庁舎 3F	0242-93-6607	
浜通り広域指導センター	970-8026	いわき市平字根町 4-17 いわき中央ビル 5F	0246-25-1011	

特許事務所等	日本弁理士会 東北会	980-0014	仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台本町ビル 5F	022-215-5477
	アノア国際特許商標事務所(福島事務所)	960-8034	福島市置賜町 1-29 佐平ビル 8 階	024-563-7981
	デロイト・トーマツ 弁理士法人(福島事務所)	963-8002	郡山市駅前 1-6-6 かのやビル 3F	024-953-4196
	水野特許商標事務所	963-8025	郡山市桑野 2-33-1 ワン・ブリッチビル 305 号	024-939-2700
	横島総合特許事務所	960-8042	福島市荒町 1-12	024-573-6479
	海嶺知財経営コンサルタント事務所	973-8403	いわき市内郷線町榎下 16-3 内郷商工会 別棟事務所 2F	0246-38-6819
	会津鶴城法律事務所	965-0873	会津若松市追手町 3-16 一之丁ビル	0242-28-5640
	天鏡法律事務所	963-8022	郡山市西ノ内 2-17-7 今泉第二ビル 203	024-983-6878
	安宿川端法律事務所	960-8107	福島市浜田町 3-17 加藤ビル 2F 202 号	024-572-4825
	弁理士法人 湊法律事務所	970-8026	いわき市平字小太郎町 4 番地の 9 平小太郎ビル 3 階	0246-22-2706
藤井法律事務所	960-8105	福島市仲間町 2-13 コーポエクスセルⅡ 201 号	024-563-3983	

学術機関	公立大学法人 会津大学	965-8580	会津若松市一箕町鶴賀上居合 90	0242-37-2500
	日本大学 工学部	963-8642	郡山市田村町徳定字中河原 1	024-956-8600
	福島県立医科大学	960-1295	福島市光が丘 1	024-547-1111
	国立大学法人 福島大学	960-1296	福島市金谷川 1	024-548-8006
	福島工業高等専門学校	970-8034	いわき市平上荒川字長尾 30	0246-46-0700

全国支援機関	東北経済産業局 知的財産室	980-8403	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 (B 棟) 3F	022-221-4819
	特許庁	100-8915	東京都千代田区霞が関 3-4-3	03-3581-1101
	(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)	105-6008	東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 8F	03-3501-5765
	(公社)発明協会 発明奨励グループ	105-0001	東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館ビル	03-3502-5431
	(一社)発明推進協会(市場開発グループ)	105-0001	東京都港区虎ノ門 3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング	03-3502-5440

金融機関	(株)日本政策金融公庫(本店)	960-8031	福島市栄町 6-6 NBF ユニックスビル	024-522-9241
	郡山支店	963-8005	郡山市清水台 1-6-21 山相郡山ビル	024-923-7140
	(株)東邦銀行 本店 営業部	960-8633	福島市大町 3-25	024-523-3131
	(株)大東銀行 本店	963-8004	郡山市中町 19-1	024-925-1111
(株)福島銀行 本店 営業支援部	960-8033	福島市万世町 2-5	024-525-2941	